

議員提出議案第 1 号

有権者の知る権利を阻害する選挙妨害への対応強化を求める意見書について

有権者の知る権利を阻害する選挙妨害への対応強化を求める意見書を、次のとおり提出する。

令和8年9月16日 提出

提出者 四條畷市議会議員

坂本 勇基

吉田 涼子

若松 正治

大原 芳剛

柳生 駿祐

森本 勉

有権者の知る権利を阻害する選挙妨害への対応強化を求める意見書

選挙は、国民主権の根幹をなす民主主義の基盤であり、その自由及び公正は、何よりも優先して守られなければなりません。とりわけ、有権者が候補者の訴えや政策に接し、自らの判断で投票行動を選択するための知る権利は、自由で公正な選挙を支えるために不可欠な要素です。

しかし、近年の選挙において、候補者の演説等に対し、継続的に大声で罵声を浴びせ太鼓を打ち鳴らす等、候補者の訴えをかき消す行為が確認されています。

これらの行為は、明らかに単なる意見表明の域を超え、演説を聞こうとする有権者の知る権利を直接的に侵害するとともに、候補者の選挙運動を妨害するものであり、日本国憲法第21条により表現の自由が保障され、最大限尊重されるべき重要な権利であるとされているとはいえ、他者の権利を侵害し、選挙の自由及び公正を破壊する行為までもが正当化されるものではありません。

また、有権者が候補者の訴えに接する機会を奪い自由な意思形成を妨げる行為は、民主主義の前提条件そのものを揺るがす点において極めて悪質であり、決して看過されてはならないものです。

よって、政府は、有権者の知る権利と自由で公正な選挙を断固として守るため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 知る権利は、自由で公正な選挙を支える不可欠な要素であることから、様々な場面で知る権利の保護について、議論を進めること。
2. 選挙の自由及び公正を確保する観点から、表現行為と選挙妨害との線引きを具体的に整理し、現場の取締りや選挙管理実務における判断基準が統一されるよう、国として速やかに明確な指針を策定するとともに、候補者及び有権者双方の権利が等しく守られる環境を確保するため、着実に運用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 8 年 月 日

四條畷市議会

〈提出先〉

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

国家公安委員会委員長